

# 文化庁シンボルマーク デザインマニュアル



文化庁

Agency for Cultural Affairs,  
Government of Japan

## ●デザインマニュアルの役割

このデザインマニュアルは、シンボルマークを使用する際の基準となるものであり、Visual Identityのためのガイドラインとなります。マニュアルを正しく活用することによって、シンボルマークの誤った使用を回避し、高いデザイン水準を維持することができます。定型的な対応が可能になり、コストダウンや省力化にもつながります。

※Visual Identity (VI) とは

組織としてのメッセージを明確に伝えるため、情報発信の基盤となる視覚的な情報をデザインによって統一することです。人が受け取る情報の大半は視覚によるといわれており、様々な情報をデザインによって支えることは大きな意味をもっています。

## ●アプリケーション・デザイン・システムについて

このデザインマニュアルでは、シンボルマークの形や色に関する表現規定と、アプリケーション・デザイン・システムを定めます。

アプリケーション・デザイン・システムとは、封筒や名刺、報道発表資料などにシンボルマークやカラーを応用展開する際の基本的なフォーマットや使用例を示すものです。

こうした印刷物や物品は、それぞれ文化庁の顔となるものであり、視覚的なコミュニケーション媒体としての機能をもっています。その形状や用途に応じて、シンボルマークを効果的に用いることで、印刷物や物品が持つ機能をより効果的に活用し、統一された視覚イメージを維持することができます。そのためのシステムがアプリケーション・デザイン・システムです。

なお、デザインマニュアルの内容は幅広い用途を想定して作成していますが、今後新たな規定が必要となった場合には、項目を追加する場合があります。

また、シンボルマークの使用に際して、このデザインマニュアルに記載された内容から判断がしにくい場合など、不明な点については下記担当まで御相談ください。

[ 担当 ] 文化庁 政策課 文化発信室 文化発信係

このページを要約すると…

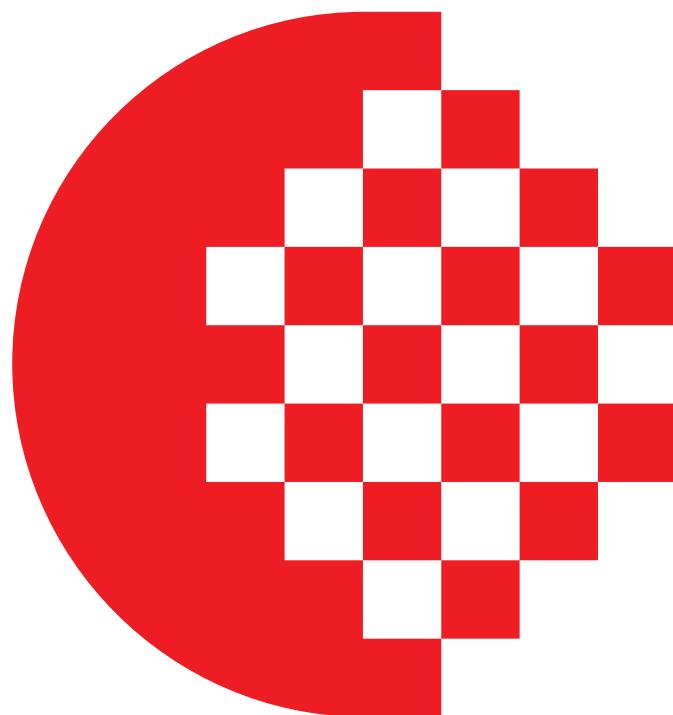
**シンボルマークの使用ルールを守って、観る人に  
「文化庁ってかっこいい！」と思ってもらいましょう！**

ということです！

## 2 文化庁シンボル[カラー]

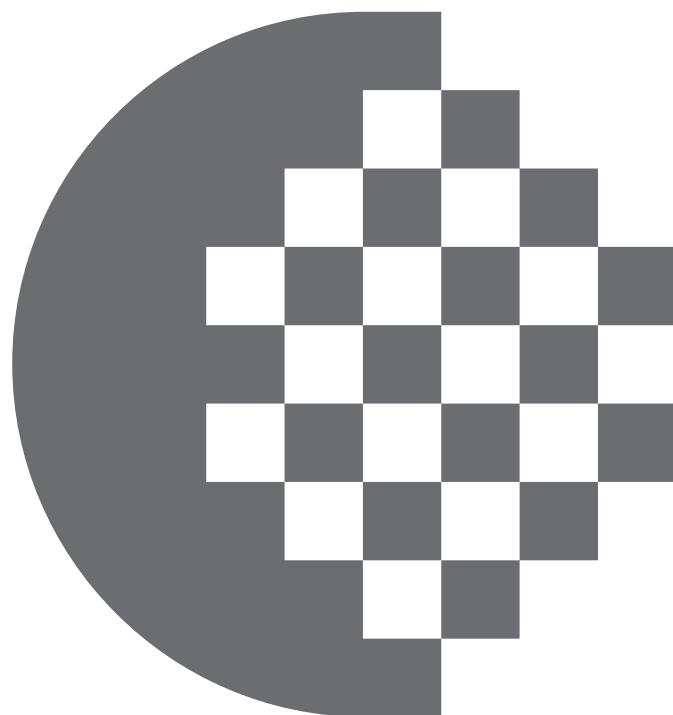
特色の場合 DIC F240

プロセスカラーの場合 C0% M100% Y100% K0%

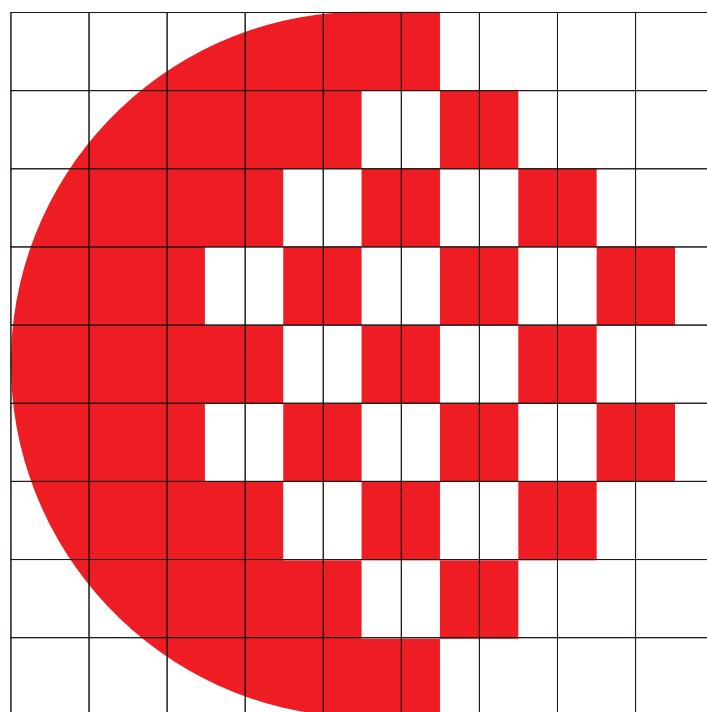


### 3 文化庁シンボル[モノクロ]

K70%



## 4 文化庁シンボル [割り出し]



## 5 シンボルマークの組み合わせ

シンボルとロゴは、組み合わせて「シンボルマーク」として使用します。

ここですべての組み合わせと、使用目的に応じた使い分けの基準を示します。規定以外のシンボルマークの組み合わせを使用したり、シンボルとロゴの位置関係や構成比率を変更することは原則できません。

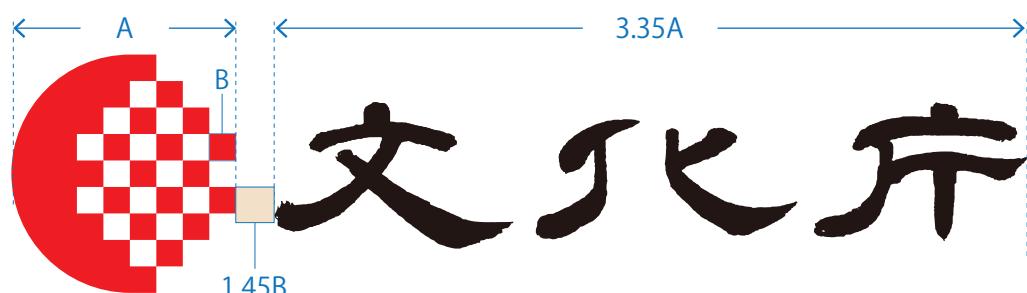
| シンボル  | ロゴタイプ(ロゴ) | シンボルマーク   |
|---|-----------|---|
|  | 文化庁       |  |

### ●組み合わせ一覧

| 使用目的に応じた<br>使い分けの基準 |  | 横配置  | 縦配置   | 縦書き   |
|---------------------|--|--|---|---|
| 和文                  | 府名を漢字で表現する<br>ことが適切な場合(使用<br>される言語が主に日本<br>語の場合など)で、和文<br>+英文のシンボルマーク<br>を表示するには十分な<br>スペースがない場合 |   |   |  |
| 和文<br>+<br>英文       | 府名を漢字で表現する<br>ことが適切な場合(使用<br>される言語が主に日本<br>語の場合など)で、シン<br>ボルマークを表示する<br>十分なスペースがある<br>場合         | <br><small>Agency for Cultural Affairs, Government of Japan</small> | <br><small>Agency for Cultural Affairs,<br/>Government of Japan</small> |   |
| 英文                  | 府名をアルファベットで<br>表現することが適切な<br>場合(使用される言語が<br>主に英語の場合など)   |   | <br><small>Agency for Cultural Affairs,<br/>Government of Japan</small> |   |

## 6 シンボルマーク [和文・横配置]

### ●和文・横配置 基本形



### ●保護エリア (破線で囲まれた領域)

保護エリアは、シンボルマークのデザインを損なわないために周囲の表示物との間に最小限確保しなければならない余白です。



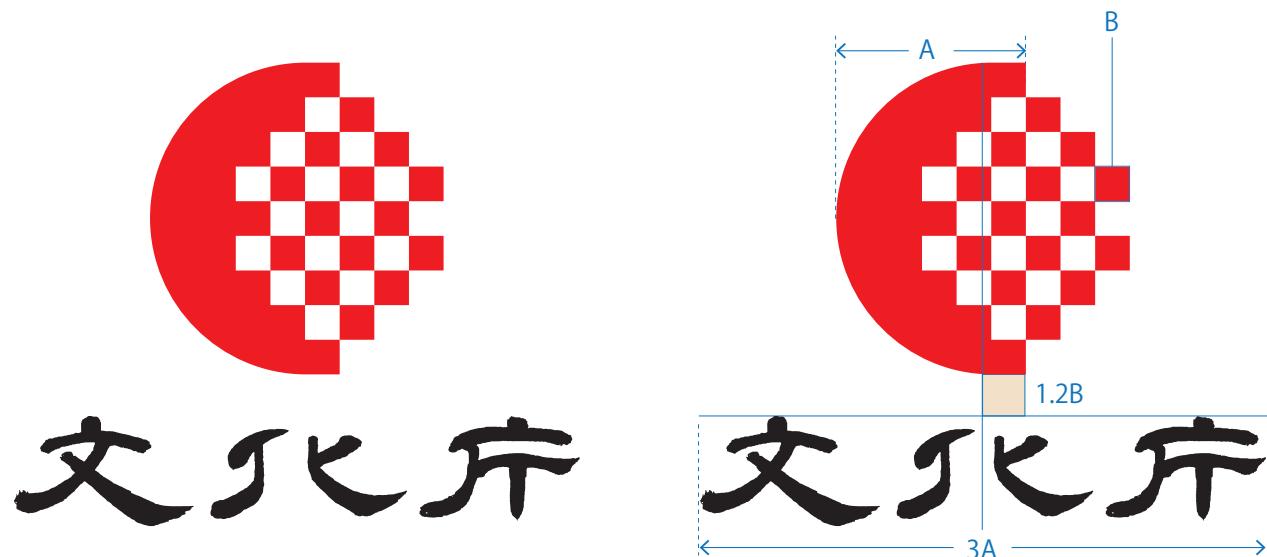
### ●最小表記サイズについて

シンボルマークの左右を20mm以下で使用することはできる限り避けてください。

※媒体の性格上やむを得ない場合はこの限りではありません。その場合は、視認性に留意しつつ使用してください。判断に迷う場合は、文化庁 政策課 文化発信室 文化発信係まで御相談ください

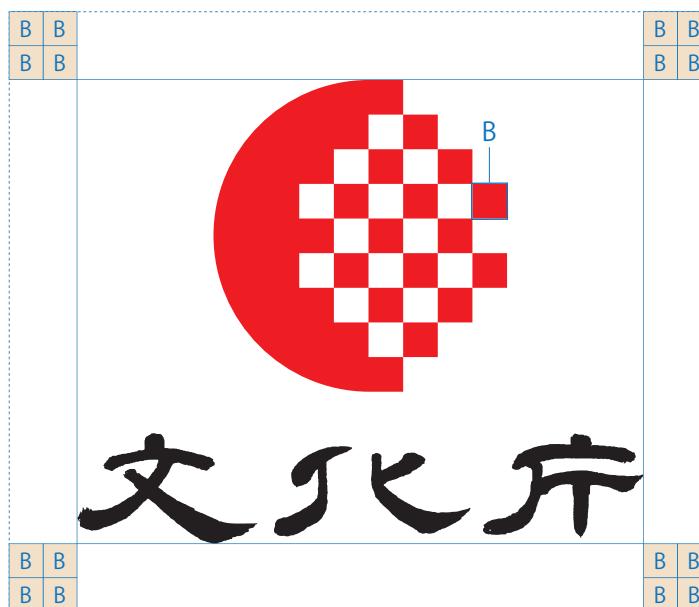


## ●和文・縦配置 基本形



## ●保護エリア（破線で囲まれた領域）

保護エリアは、シンボルマークのデザインを損なわないために周囲の表示物との間に最小限確保しなければならない余白です。



## ●最小表記サイズについて

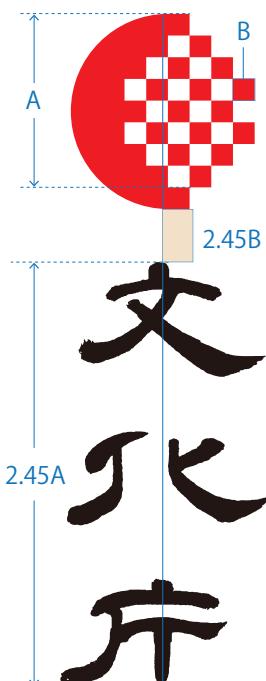
シンボルマークの左右を15mm以下で使用することはできる限り避けてください。

※媒体の性格上やむを得ない場合はこの限りではありません。その場合は、視認性に留意しつつ使用してください。判断に迷う場合は、文化庁 政策課 文化発信室 文化発信係まで御相談ください



## 8 シンボルマーク [和文・縦書き]

### ●和文・縦書き 基本形

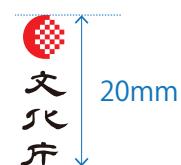


### ●保護エリア (破線で囲まれた領域)

保護エリアは、シンボルマークのデザインを損なわな  
いために周囲の表示物との間に最小限確保しなけれ  
ばならない余白です。



●最小表記サイズについて  
シンボルマークの上下を20mm以下で使用  
することはできる限り避けてください。  
※媒体の性格上やむを得ない場合はこの限  
りではありません。その場合は、視認性に留  
意しつつ使用してください。判断に迷う場合  
は、文化庁 政策課 文化発信室 文化発信係  
まで御相談ください



## ●和文+英文・横配置 基本形



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan



## ●保護エリア (破線で囲まれた領域)

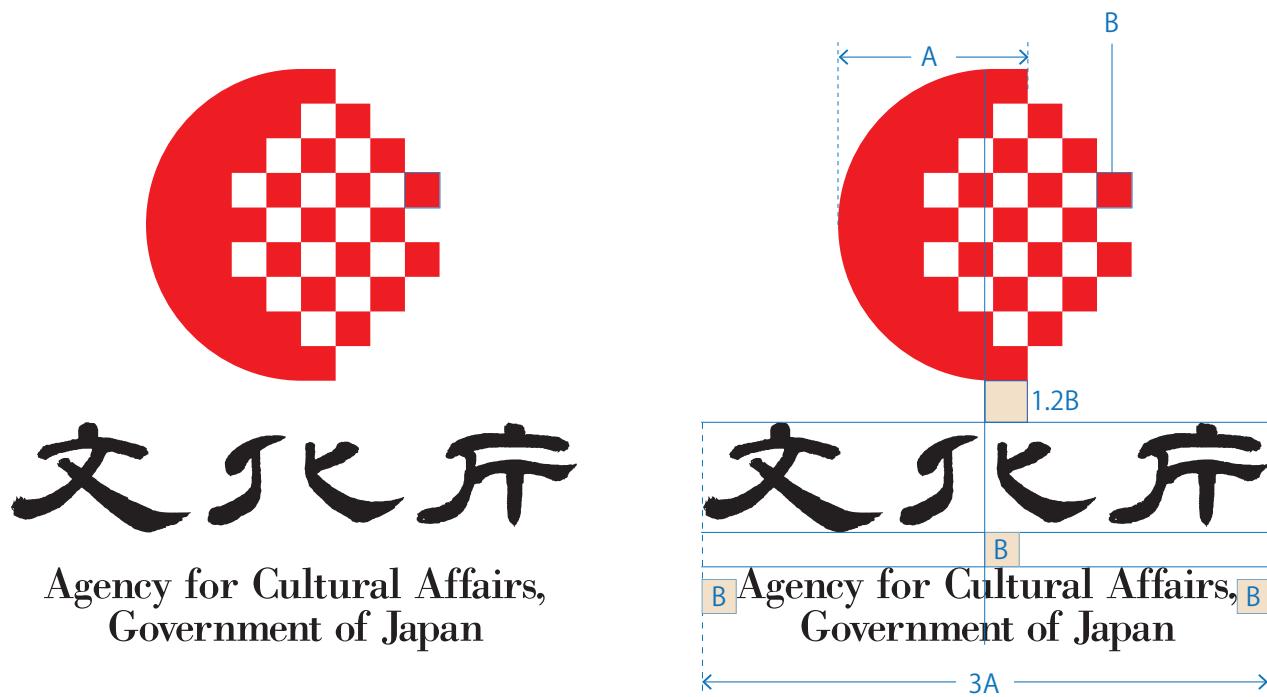
保護エリアは、シンボルマークのデザインを損なわないために周囲の表示物との間に最小限確保しなければならない余白です。



## ●最小表記サイズについて／和文・横配置と同様

## 10 シンボルマーク [和文+英文・縦配置]

### ●和文+英文・縦配置 基本形



### ●保護エリア (破線で囲まれた領域)

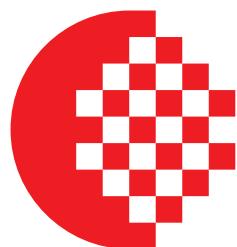
保護エリアは、シンボルマークのデザインを損なわないために周囲の表示物との間に最小限確保しなければならない余白です。



### ●最小表記サイズについて／和文・縦配置と同様

## 11 シンボルマーク [英文・横配置]

### ●英文・横配置基本形



Agency for Cultural Affairs,  
Government of Japan



### ●保護エリア (破線で囲まれた領域)

保護エリアは、シンボルマークのデザインを損なわないために周囲の表示物との間に最小限確保しなければならない余白です。



### ●最小表記サイズについて

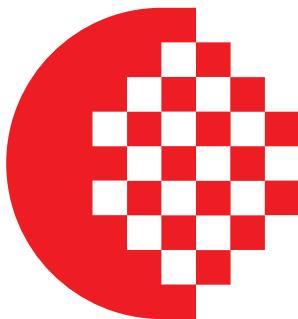
シンボルマークの左右を30mm以下で使用することはできる限り避けてください。

※媒体の性格上やむを得ない場合はこの限りではありません。その場合は、視認性に留意しつつ使用してください。判断に迷う場合は、文化庁 政策課 文化発信室 文化発信係まで御相談ください

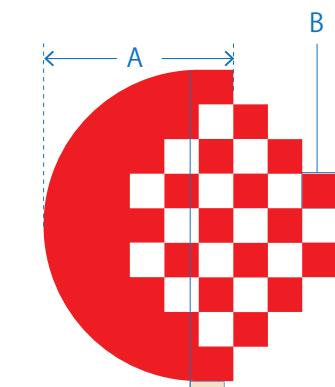


## 12 シンボルマーク [英文・縦配置]

### ●英文・縦配置 基本形



Agency for Cultural Affairs,  
Government of Japan



Agency for Cultural Affairs, B  
Government of Japan B

### ●保護エリア (破線で囲まれた領域)

保護エリアは、シンボルマークのデザインを損なわないために周囲の表示物との間に最小限確保しなければならない余白です。



### ●最小表記サイズについて

シンボルマークの左右を15mm以下で使用することはできる限り避けてください。

※媒体の性格上やむを得ない場合はこの限りではありません。その場合は、視認性に留意しつつ使用してください。判断に迷う場合は、文化庁 政策課 文化発信室 文化発信係まで御相談ください



## 13 シンボルマークの表示色のバリエーション

シンボルマークは、視認性を維持するため背景色によっては基本色以外の表示色を使用する場合があります。

下記の使用例にならって正しい表示色を使用してください。

また、写真の上に表示する場合は、画面変化の激しい場所を避け、視認性を損なわないようにしてください。

なお、カラー印刷でロゴを強調させずに表示したい場合は、ロゴにグレー(K70%)を使用することができます。

判読性を損なわないために、使用サイズに注意してください。

### ● 基本表示色

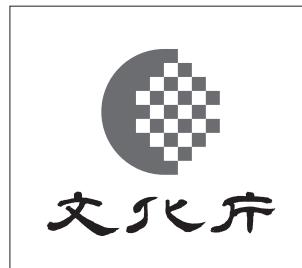
カラー



プロセスカラー  
シンボル: M100%+Y100%  
ロゴ: K100%

特色  
シンボル: DIC F240  
ロゴ: K100%

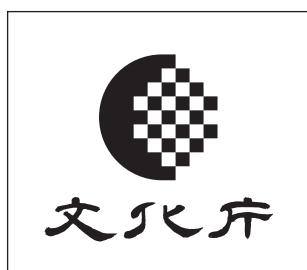
モノクロ(カラー印刷でロゴを強調させないデザインの場合など)



シンボル: K70%  
ロゴ: K100%

### ● 単色の場合(印刷条件が制限される場合など)

背景色にかかわらず黒、白のみ使用可能



背景色がシンボルのカラーに  
近い場合なども使用可能

### ● 背景が写真などの場合

シンボルマークの形が損なわれる恐れがある背景で使用する場合は、視認性を保つために白地(保護エリア)をひいてください。

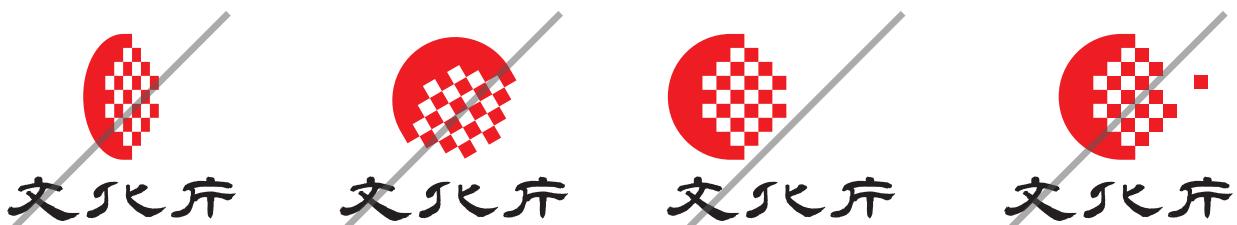


※判断に迷う場合は、文化庁 政策課 文化発信室 文化発信係まで御相談ください

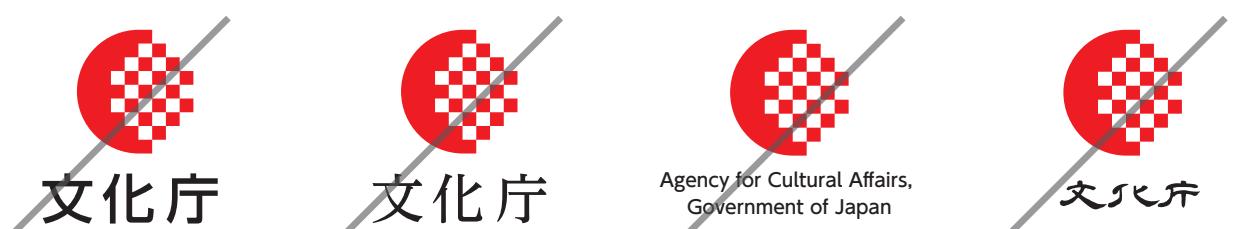
## 14 シンボルマークの使用禁止例

シンボルマークの視認性・判読性を維持し、イメージを正しく伝えるために、  
形状や表示色の規定を守って下記の例のような使用を避けてください。

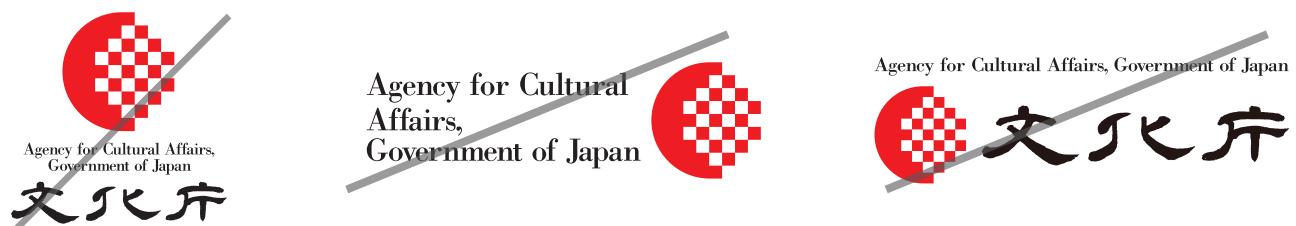
- シンボルマークを変形、回転させたり、シンボルの構成要素の一部を移動・変形させてはならない



- 異なる書体の庁名をシンボルと一緒に使用したり、ロゴの文字の間隔を変えてはならない



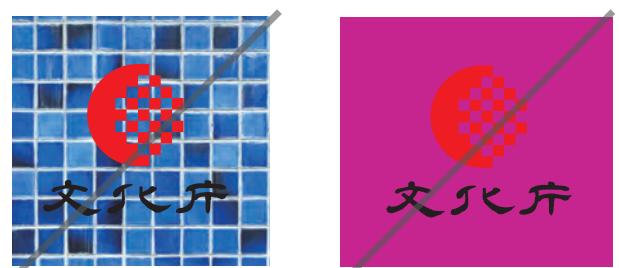
- シンボルとロゴの組み合わせのバランスを変更したり、規定以外の組み合わせを使用してはならない



- 配色を入れ替えたり、特殊例を除き規定以外の表示色を使用してはならない



- シンボルマークの視認性、判読性を妨げる背景色、パターン、写真の上に配置してはならない



※判断に迷う場合は、文化庁 政策課 文化発信室 文化発信係まで御相談ください